平成２８年（フ）第９３６号
大阪府東大阪市森河内西１丁目１番４号
債務者　三浦　順子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８１号
大阪市東淀川区西淡路１丁目12番29号　橋本マンション104号
債務者　小川琴美こと　金　　琴美(旧姓金沢)
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目９番15号　森マンション308号
債務者　増永　博子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９号
神戸市長田区前原町１丁目５番29号
債務者　田渕　信子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目２番９号　エステート楠703号
債務者　神田　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６号
神戸市垂水区名谷町1878番地の16
債務者　滝川（瀧川）真実こと　大八木真実
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目１番７号米津マンション４Ｆ南
債務者　林　　隆司
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４号
神戸市兵庫区羽坂通３丁目１番７号米津マンション４Ｆ南
債務者　林　　寿子（旧姓竹ノ谷・川田）
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―706号、前住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目26番地の７
債務者　山崎　吉久
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
山口県長門市仙崎4144番地１
債務者　白井いづみ
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第２号
北海道勇払郡むかわ町花園２丁目82番地２
債務者　尾崎　城貞
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１７号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地１　県営住宅２―２、前住所青森県八戸市大字大久保字小松平６番地７
債務者　竹村由紀子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字滝51番地
債務者　瀧川　貴弘
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７号
秋田県由利本荘市小人町16番地１、前住所秋田県由利本荘市大鍬町233番地３　フェアステージセントポールⅡ　101号室
債務者　真藤子光代
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第２５号
新潟市中央区南出来島２丁目１番11―504号
債務者　高橋菜津美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
新潟市中央区幸西３丁目５番23号
債務者　須藤　敏枝
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
新潟市西区鳥原3659番地１　クレセント・ルポーゼ202号、前住所新潟市秋葉区大鹿112番地１　フレシール203号
債務者　小野塚五月
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部